

「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱」、「北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」及び「北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」の制定に伴う実施要領

【北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること】

- 1 第2条第3項の「市長が定める要件を満たすこと」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当したことをいう。
- 2 第4条第1項の「市長が定める事項」とは、次の事項をいう。
 - (1) 第1号訪問事業の場合
 - イ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
 - ロ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ハ 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ニ 事業所の平面図
 - ホ 利用者の推定数
 - ヘ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - ト 運営規程
 - ※ 管理者の変更に伴うものは誓約書を添付して行う。
 - (2) 第1号通所事業の場合
 - イ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
 - ロ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ハ 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ニ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
 - ホ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - ヘ 運営規程（利用者の定員の増加に伴うものは、事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付）
 - ※ 管理者の変更に伴うものは誓約書を添付して行う。

- 3 第4条第1項の「市長が定めるところ」とは、休止した当該指定事業所の事業を再開したときは、再開した年月日を市長に届け出なければならないことをいう。
- 4 第4条第2項の「市長が定めるところ」とは、当該指定事業所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならないことをいう。
 - (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に第1号事業を受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 5 第7条の「所得の額が別に市長が定める額以上である要支援者等」とは、法第59条の2本文に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要支援者等をいう。
- 6 第8条第2項の「市長が定める1単位の単価」とは、次に掲げる単価をいう。
 - (1) 第1号訪問事業の場合 10.21円
 - (2) 第1号通所事業の場合 10.14円

(別表第1関係)
- 7 別表第1注2の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の6に規定する高齢者虐待防止措置の基準をいう。
- 8 別表第1注3の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の7に規定する業務継続計画の策定をいう。
- 9 別表第1注4の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の8に規定する基準をいう。
- 10 別表第1注5の「市長が定める地域」とは、「厚生労働大臣が別に定める地域（平成24年3月13日厚生労働省告示第120号）」に規定する地域をいう。
- 11 別表第1注6の「市長が定める地域」とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」第1号に規定する地域をいう。
- 12 別表第1注6の「市長が定める施設基準」とは、1月当たりの実利用者数が5人以下の指定予防給付型訪問サービス事業所であることをいう。

- 1 3 別表第1注7の「市長が定める地域」とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」第2号に規定する地域をいう。
- 1 4 別表第1への「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の9に規定する訪問型サービス費における口腔連携強化加算の基準をいう。
- 1 5 別表第1トの注の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第130号に規定する訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準をいう。
- 1 6 別表第1チの「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第131号に規定する訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準をいう。
- 1 7 別表第1リの「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第131号の2に規定する訪問型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準をいう。
- 1 8 別表第1ヌの注1及び注2の「市長が定める基準」とは、令和6年6月1日施行の「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第130号に規定する訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準をいう。

(別表第2関係)

- 1 9 別表第2注2の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の6に規定する訪問型サービス費における高齢者虐待防止措置の基準をいう。
- 2 0 別表第1注3の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第129号の7に規定する訪問型サービス費における業務継続計画の策定をいう。
- 2 1 別表第2注4の「市長が定める地域」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第10項に規定する地域をいう。
- 2 2 別表第2注5の「市長が定める地域」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第11項に規定する地域をいう。
- 2 3 別表第2注5の「市長が定める施設基準」とは、「北九州市第1号訪問事業及び

第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第12項の規定を準用する。

24 別表第2注6の「市長が定める地域」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第13項に規定する地域をいう。

25 別表第2注1、注2の「市長が定める基準」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第18項に規定する訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準をいう。

(別表第3関係)

26 別表第3注1の「市長が定める施設基準」とは、北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成30年3月28日保健福祉局長決裁。以下「通所事業要綱」という。）第5条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていることをいう。

27 別表第3注1の「市長が定める基準」とは、定員超過利用又は人員基準欠如の場合をいう。

なお、定員超過利用又は人員基準欠如の場合の解釈は、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）」第23号の規定を準用する。

28 別表第3注1の「市長が定めるところ」とは、別表第3の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱第8条の例により算定する。

29 別表第3注2の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第131号の3に規定する高齢者虐待防止措置の基準をいう。

30 別表第3注3の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が別に定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」第131号の4に規定する業務継続計画の策定をいう。

31 別表第3注4の「市長が定める地域」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第13項に規定する地域をいう。

32 別表第3ハの「市長が定める基準」とは、受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていることをいう。

3 3 別表第 3 ニの「市長の定める基準」とは、「北九州市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第 2 7 項に規定する基準のいずれにも該当していないこと（定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと）をいう。

3 4 別表第 3 ホの「市長の定める基準」とは、「北九州市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第 2 7 項に規定する基準のいずれにも該当していないこと（定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと）をいう。

3 5 別表第 3 ヘの「市長の定める基準」とは、

(1) 口腔機能向上加算 (I) について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。
- ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ⑤ 「北九州市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第 2 7 項に規定する基準のいずれにも該当していないこと。（定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと）

(2) 口腔機能向上加算 (II) について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① (1) ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ② 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3 6 別表第 3 トの「市長が定める基準」とは、次の基準をいう。

(1) 別表第 3 ホ（栄養改善加算）の注イ～ホに規定する基準及び「北九州市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第 3 5 項（口腔機能向上加算）の規定に適合していること。

(2) 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を 1 月につき 2 回以上設けていること。

3 7 別表第 3 チの「市長が定める基準」とは、次の基準をいう。

(1) サービス提供体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次のいずれかに適合すること。

- ① 指定予防給付型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。
- ② 指定予防給付型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 1

- 0年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
- (二)「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第27項に規定する基準のいずれにも該当していないこと(定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと)。
- (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一)指定予防給付型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- (二)(1)(二)に該当するものであること。
- (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一)次のいずれかに適合すること。
- ①指定予防給付型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。
- ②指定予防給付型通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- (二)(1)(二)に該当するものであること。

38 別表第3リの「市長が定める基準」とは、次の基準をいう。

- (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。
- ①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という)の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。
- ②運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ③(1)①の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。
- ①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定予防給付型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。
- ②運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ③(2)①の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1

回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

39 別表第3ヌの「市長が定める基準」とは、次の基準をいう。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の状態に関する情報（当該利用者が口腔の健康状態の低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- ② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- ③ 「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関すること」第27項に規定する基準のいずれにも該当していないこと（定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと）をいう。
- ④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - イ 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
 - ロ 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- ⑤ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- ① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - イ (1) ①及び③に掲げる基準に適合すること。
 - ロ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く）であること。
 - ハ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔

機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

- ② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - イ (1) ②及び③に掲げる基準に適合すること。
 - ロ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
 - ハ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
 - ニ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと

4 0 別表第3ヲ注の「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第136号に規定する通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準をいう。

4 1 別表第3ワの「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第137号に規定する通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準をいう。

4 2 別表第3カの「市長が定める基準」とは、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第138号に規定する通所型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準を準用する。

4 3 別表第3ヨ注1、注2の「市長が定める基準」とは、令和6年6月1日施行の「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」第136号に規定する通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準をいう。

(別表第4関係)

4 4 別表第4注1の「市長が定める施設基準」とは、通所事業要綱第43条に定める従事者の員数を置いていることをいう。

4 5 別表第4注2の「市長が定める地域」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関する事」第13項に規定する地域をいう。

46 別表第4二の「市長が定める基準」とは、「北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に関する事第43項に規定する基準をいう。

【北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱に関すること】

- 1 第2条第8号の「市長が定める基準により算定した費用の額」とは、北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱（令和3年3月25日保健福祉局長決裁。以下「第1号事業実施要綱」という。）第8条の規定により算定した予防給付型訪問サービスに係る費用の額をいう。
- 2 第2条第9号の「市長が定める基準により算定した費用の額」とは、第1号事業実施要綱第8条の規定により算定した生活支援型訪問サービスに係る費用の額をいう。
- 3 第5条第1号の「市長が定めるもの」とは、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。

なお、看護師及び准看護師資格所有者は、(旧)訪問介護員養成研修1級課程を修了したものとして取り扱うこととする。

 - (1) 介護職員初任者研修課程
 - (2) 介護職員実務者研修課程
 - (3) (旧) 介護職員基礎研修課程
 - (4) (旧) 訪問介護員養成研修1級課程
 - (5) (旧) 訪問介護員養成研修2級課程
 - (6) 生活援助従事者研修課程（当該研修課程のみを修了した者については、身体介護に関するサービスには従事できない。）

※ (旧)の部分、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修1級課程、2級課程」のことをさす。
- 4 第5条第4号の「市長が定める者」とは、次に掲げる者とする。
 - (1) (旧) 介護職員基礎研修課程を修了した者
 - (2) (旧) 訪問介護員養成研修1級課程を修了した者
- 5 第11条第1号及び第12条第1号の「事業対象者」とは、第1号事業実施要綱第2条第3項に規定する事業対象者をいう。
- 6 第45条第2号の「市長が定めるもの」とは、「北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱に関すること」第3号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。

7 第45条第2号の「市長が指定する研修の修了者」とは、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。

(1) 生活支援型訪問サービス従事者養成研修

【北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱に関すること】

- 1 第2条第8号の「市長が定める基準により算定した費用の額」とは、第1号事業実施要綱第8条の規定により算定した予防給付型通所サービスに係る費用の額をいう。
- 2 第2条第9号の「市長が定める基準により算定した費用の額」とは、第1号事業実施要綱第8条の規定により算定した生活支援型通所サービスに係る費用の額をいう。
- 3 第11条第1号及び第12条第1項の「事業対象者」とは、第1号実施要綱第2条第3項に規定する事業対象者をいう。
- 4 第19条第4号の「市長が定めるところ」とは、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」の例によるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。
（委任）
- 2 前項に定めるもののほか、この実施要領の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。